

月刊ニューズレター

現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第29号 2017年5月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 学科と教員免許との相等関係	富岡 勝	2
逸話と世評で綴る女子教育史(29) マリヤ・ルーズ号事件と娼芸妓解放令	神辺 靖光	6
「部報」『なあべる』創刊号(1937年11月)から —東京帝国大学医学部昭和十一年生らの動向—	谷本 宗生	9
学生寮の時代⑱ —寄宿舎生「監督」をいかに改善するか—	金澤 冬樹	12
大正期における宗教系私学の大学昇格⑦ —キリスト教系私学の拡張(1)—	雨宮 和輝	16
学生課・学生部について⑤ 『東北大学五十年史 上』	山本 尚史	19
近代日本における大学予備教育の研究(29) —二年制の高等学院 早稲田大学②—	山本 剛	21
教育史研究のための大学アーカイブズガイド(2) —国・地方自治体の公文書館と学校資料—	田中 智子	26
明治前期福井県青年の扶助組織とその演説(四)	小宮山 道夫	30
《お知らせ》 旧制高等学校記念館「第22回夏期教育セミナー」告知	金澤 冬樹	32
刊行要項(2015年6月15日現在)		33
編集後記		34

コラム
学科と教員免許との
相等関係

とみおか まさる
富岡 勝(近畿大学)

一般にはあまり知られていなかかもしれないが、現在、全国の大学の教職課程は大きな変化を迫られている。

2015年12月11日に中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」が出された。この答申では、教職課程の科目区分の大括り化

(従来3区分であった教職課程の科目区分を、「教科及び教職に関する科目」にまとめる)、教職課程コアカリキュラムの検討、教育委員会への教員育成協議会設置などが打ち出された。これらの方針の詳細は法令改正などを通して次第に明かになりつつある段階だが、大学の教職課程の従来の在り方を大きく変えるものだと教職課程関連学会などで注目されている¹。

この中教審答申に沿って、2018年度に再課程認定審査が実施され、2019(平成31)年4月には全国の大学教職課程が新制度のもとで再発足するという急ピッチのスケジュールが文部科学省から公表されている²。

筆者は私立大学の教職課程の学内センター的組織に所属して教職科目を担当しているが、筆者も含む全国の大学教職課程関係者は、上記のような状況のもとで対応に苦慮していると思われる。全国で苦慮していると予想される課題の一つが、再課程認定審査の申請書類を早急に準備しなければならないという点である。再課程認定申請書類は、大学で一種類作ればよいというのではなく、学科ごと、免許ごとに必要であり、総合大学では数十通の申請書類を作成しなければならないので膨大な作業量となる。

答申の内容への対応、申請書類の準備だけでなく、教職課程関係者にとってさらに悩ましい課題として、以下のような文科省(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)が定めた「相等関係」に関する方針への対応が挙げられるだろう。(下線は引用者)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相等関係、教育課程、教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする³。

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間(短期大学では2年間)の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

この点、学科等の目的・性格と免許状との相等関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるをえない⁴。

上記の文部科学省方針は、各学科の目的・性格と、教員免許状教科との相等関係(等しい関係にあること)の必要性を強調している。例えば、歴史学や地理学などを目的とする学科と高校地理歴史科(地歴科)免許は相等関係が明確であるので、文部科学省の見解として、こうした学科に地歴科免許の教職課程を設置するのは適切であるということになるだろう。また、法律学科のような法律学を主とした学科と高校公民科免許も相等性が明確なので、免許開設が妥当ということになるだろう。

一方、法律学科に地歴科免許の教職課程を設置したいという場合はどうだろうか。文部科学省の上記方針を厳密に適用するならば、1)法律学科の目的・性格と地歴科免許状との相等関係が証明された上で、2)法律学科の卒業単位として地理や歴史などの科目(しかも、地理や歴史に関する一般的・包括的内容の科目を含むことが必要とされる)を受講できることになっている、といった条件を満たしていなければ、法律学科への地歴科教職課程は許可されないかもしれないだろう。

従来はここまで厳密な審査は行われてこなかった⁵が、学科と免許の相等関係について厳密に審査することで教員の質向上につなげたいというのが、近年の文部科学省の方針である。この方針は注4に示した2009年の決定をもとに、わずか8年ほど前に出されたものである⁶。そのため、最近8年間に学科新設・改組などがあつた際の審査で適用されてきたただけであつた。しかし2019年度に向けた再課程認定審査で全大学一斉に適用されることになる。

これによって従来認められていた教科の返上を余儀なくされる大学がど

れぐらい出てくるだろうか。

近年の文部科学省の教員養成方針は、一般大学における教員養成、つまり開放制の原則を掲げてきた戦後の教員養成制度を実質的に変更しようとしているのだろうか、それとも、あくまでも開放制を堅持した上での改善策にすぎないと捉えるべきなのであろうか。

もちろん、教員になろうという人が取得免許教科に関連する授業をたくさん履修して多く学ぶことは有意義であろう。しかし、自分の学科の専門分野を学びながら、幅広い分野についても勉強して教員になろうとする学生は、質の高い教員になれないと断言できるだろうか。

また、在学中に他大学の通信教育課程などで科目等履修生になることも可能である。この科目等履修制度を利用すれば、自分の学科では取得できない免許を取得することが、免許によっては可能である。例えば自分の学科の教職課程を履修して高校公民科免許取得を目指すのと同時に、他大学の通信制の科目等履修生となって高校数学免許に必要な授業を履修するというのも、本人の学力と努力次第では可能であろう。

この科目等履修のケースについても考慮すれば、一学科ごとの審査を厳格化しても、「自分の学科では取得できない免許を他大学の科目等履修生となって取得しようとする学生が増加する」といった事態が生じることも予想できる。学科ごとの課程認定審査の厳格化が教員の質向上に直結するとは必ずしも言えないのではないだろうか。

開放制の教員養成の在り方の意義や方法について、文部科学省と大学教職課程関係者の議論だけではなく、もっと幅広い人びとの間での議論を通じて慎重に問い直していくことが必要なのではないだろうか。

1 例えば日本教師教育学会編『緊急出版 どうなる日本の教員養成』学文社、2017年4月20日。

2 2016年12月の文部科学省の「教職課程認定に関する事務担当者説明会」でこのスケジュールが発表された。これに出席したある大学の関係者が、以下のサイトで内容を紹介されている。

<http://kakichirashi.hatenadiary.jp/entry/2016/12/09/190752>

3 「教職課程認定基準」2001年7月19日、中央教育審議会初等中等教育

分科会教員養成部会決定、2015年11月24日一部改正、

<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/12/19/1267643_6.pdf>。

- 4 「学科等の目的・性格と免許状との相等関係について」2009年2月27日、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会。
- 5 現在、法律学関係の学科で高校公民科と高校地歴科の両方の教職課程を有しているケースは珍しくない。高校公民科の教員募集枠は極めて狭い傾向にあるので、法律関係学科に在籍する高校教員志望学生は、公民科だけでなく地歴科免許の取得も希望することが多いと考えられる。少なくとも筆者が勤務している大学ではそういう傾向が見られる。
- 6 相等関係に関する審査厳格化の方針が教員養成部会で決まるきっかけになったのは、次のような事情であった。本コラムについてつつこんで考える上で重要なポイントになると考えられるので、詳しく紹介しておきたい。2005年度に2大学の経営学系の学科において保健体育の教職課程が認定された際、通常の場合に比べて学科と免許状との相等関係が薄いことから議論があり、留保付きで認められたという。ところがその2大学に2009年度に文部科学省が実地視察を行ったところ、「保健体育教員の養成のための理念が実現されていない、保健体育教員養成のための教育課程が体系的に実施されていない、教職指導体制が適切に機能していない」などの問題点が見られたという。こうした経過の後、教員養成部会では「学科等の目的・性格と免許状との相等関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるを得ない」と考えるようになったという。その判断理由として、1)相等関係が薄い場合、その免許教科に関する専門科目の開設数が通常の場合と比して少なくなる、2)4年間に学生が履修可能な科目数には限界があるため、相等関係が薄い免許教科に関する専門科目が十分に開設されていても、学生が実際に履修する単位数は少なからざるを得ない、ということが挙げられている(前掲「学科等の目的・性格と免許状との相等関係について」)。

***このコラムでは、読者の方からの投稿もお待ちしております**

逸話と世評で綴る女子教育史(29)

マリヤ・ルーズ号事件と娼芸妓解放令

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

勸業女紅場、正貞(普通)女紅場を書いてきたが、遊女女紅場も見逃せない。遊女女紅場が明治5年末から急に全国に展開したのはマリヤ・ルーズ号事件とそれから派生した娼芸妓解放令に関連する。京都ではこの事件発生前から遊女芸妓厚生のための女紅場を計画していたが、これを推進したのは、この事件であるから、まずこの事件を述べよう。

明治5年7月、ペルーの汽船マリヤ・ルーズ号が支那人の苦力^{クーリー}200餘名を乗せてペルーに向う途中、暴風に遭って横浜港に避難した。ある夜、一人の苦力が海に逃れ、同港に停泊中の英国軍艦に取り縋って救助を求めた。彼の語るところによれば、支那人たちは賃金労働の契約で乗船したが、事實は奴隷の扱いでペルーに売られるという。早速、英国公使のワットソンが調査したら、その通りであったのでワットソンは日本政府に、この奴隷の救済を促した。この問題について外務卿と司法卿の意見が対立して、まとまらなかったが、外務卿・副島種臣は熱心にこれをすすめ、この事件を外務省管轄事件として解決を神奈川県権令・大江卓に預けた。大江のことは本連載15で書いたが戊辰戦争直前、高野山で挙兵し、西南戦争では西郷に呼応、挙兵して入獄し、後には自由党の議員となって政府と対立するなど乱世の豪傑である。この日本初の国際刑事事件に敢然と立ち向かった。ペルー側は諸外国と手を組んで支那苦力のペルー行きを求めた。これに対し、大江は日本領海内での奴隷虐待私刑行為は許さないとして苦力を解放、支那に帰してしまった。この臨時裁判中、ペルー側代表人が、こんなことを言った。「日本はペルーの契約者を奴隷と言うが、日本はもっと酷い奴隷契約をしているではないか。それは、全国各地にいる遊女達である」と。これには大江をはじめ、日本

の高官たちは驚いた。彼らは遊女達の存在を知りながら育ち、現に生活しているから、遊女が奴隷と思わない。しかし西洋人達が、そう言うなら、この際、遊女を全部、家もとに帰してしまえと一決した。ここが、この時期の政府高官の面白い所である。これ以前の幕府高官にしろ、以後の政治家にしろ、こうはゆかない。ああだこうだと理屈を言い、決論が出ない。しかし、この明治5年という時の政府高官はつい2、3年前まで地方の藩士で維新の動乱の中を駆けずり廻った青年である。廃藩置県後の人事刷新で旧弊の公家や大名高官を引きづり落して申し上がった未経験の若い政治家である。理屈よりはムードでことを決する。時は廃藩直後、文明開化に舵を切った時である。こうして娼芸妓解放というエポックメイキングは政府一体で行われたのである。

続いて娼芸妓解放令について述べねばならないが、その前にマリア・ルーズ号事件のその後を簡単に述べておきたい。ペルーは簡単に引き下らなかつた。ペルー側につく諸外国もあつて、国際裁判になつた。この日本最初の国際裁判の裁断者は奇しくも日露戦争の時のロシヤ皇帝アレキサンドルⅡ世（後名ニコライⅡ）であつた。時恰もアメリカ南北戦争後の奴隷解放熱が高まつた時であつたから世論は日本に有利に働き日本の勝訴となつた。

さて、娼芸妓解放である。マリア・ルーズ号事件の途中、ペルー側の“日本の遊女は奴隷だ”と指摘された時、日本の高官たちは成程そうだと一刀両断で遊女達の解放を決めた。明治5年10月2日の太政官達295号がそれである。“古来からの年期奉公は人身売買に当る。農工商の業習熟のための弟子奉公も今後7年を過ぎてはならない”と述べたあと「娼妓芸妓等年季奉公人一切解放可致」と命じた。ゆえにこれを「娼芸妓解放令」と言う。

司法省も娼芸妓解放令を出した。同年10月9日の司法省達22号である。即ち人身売買は古来から禁制だから娼妓芸妓の雇入金は不正金と看なす。苦情があれば取しらべの上、その金を取り上げると一喝した後、面白い理屈を述べている。「娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ト異ナラス。人ヨリ

牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナシ」故に娼芸妓に貸した金は返済されないという。“牛馬きりほどき令”と陰口された。

東京府も府知事・大久保一翁の名で府令(10月4日から10日にかけて6回)を出したが、売春の実態を知っているので細かい。太政官や司法省は娼妓芸妓と一括したが、東京府は娼妓即ち遊女と芸妓即ち芸者と区別している。“芸者”本来は座敷で踊りや音曲をする芸人でほうかんたいこもち幫間太鼓持の男芸者を指したが、次第に女芸者を芸者と呼ぶようになった。娼妓と違って遊郭の中に閉ぢ込められるのではなく、おきや置屋に所属し、おきや置屋の女主人の養女ということになっている。行動はかなり自由である。女主人の許可のもと、政府高官や大商人の想い者になって庇護を受けても良いし、別れて別の男と愛し合ってもよい。木戸孝允参議の妻は芸者あがりであったし、外務大臣で日清講和会議の立役者・陸奥宗光の妻亮子はその才気と美貌で欧米社交界の花と謳われたが、出身は新橋の芸者・こかね小兼であった。江戸の芸者は気づぷがよく、名前も美代吉などと男名前をつけ、わざと男物の羽織を着て(女性は羽織を着ないのが普通)タンカも切る。それが、また男達にもてて“羽織”と呼ばれるのが誇りであった。枕芸者と呼ばれる売春専門の芸者も居たが、多くは日常、社交を専門とし、男性と対に話せる教養を持っていた。江戸深川の芸者はその最高で辰巳芸者と呼ばれ、江戸町娘の憧れであった。江戸には狭い小屋で売春するけころ“蹴転”や、こも菰をかぶって野外で売春するよたか“夜鷹”などいくらでもあるが、これらは取締の対象にされていない。東京府の取締は、遊郭にしる芸者の置屋にしる、一たん取調べた上、貸座敷として渡世するよう勧めている。これが抜け道である。欧米流に自由恋愛をたてまえとして、その場所を提供するのはかまわないと言うのだろう。

【参考文献】 伊藤秀吉『日本娼妓運動史』

「部報」『なあべる』創刊号(1937年11月)から
—東京帝国大学医学部昭和十一年生らの動向—

たにもと むねお
谷本 宗生(大東文化大学)

今回は、東京帝国大学医学部昭和十一年会雑誌部『なあべる』創刊号(1937年11月)所収の「部報」を、当時の帝大医学部生の動向として紹介してみたいと思う。東京大学の図書館などでも、この会誌『なあべる』はまったく所蔵されていない。こりゃ、なかなかレアな文献を古書店から入手できたのかもしれないなど、ふと思う次第である。

さて本題に戻ろう。編集委員の鈴木勲は「創刊に際して」で、「我々百三十名、憧憬れて東大医科に來り、何の因縁か席を同じうして学ぶことになった。…会誌『なあべる』が諸君の魂の道場となり、直接の意志表示の機関として、諸君の人生観前進の手段となり、併せて、今後級各員が障壁を除いて真の有機的団結を強め、お互ひがお互ひに頼りになり得る、親密な堅実な進歩をとげる上に、少しでも役立ち得るならば、我等委員として最大の喜びである。…級全員の能動的関心を切望して止まない次第である。」(1～5頁)と述べている。

また「編集後記」でも、「編集の任に当れる我等としても大きな喜びである。切詰められた経済で出す会誌としては可成り大部[全190頁]のものとなってしまった。言ふ迄もなく本誌は会誌であって、同人雑誌や文芸雑誌ではないのだからその性質上不統一との評は当然受けねばならぬと思っている。…委員は投稿に対し高踏的に批評したりする権能を持たぬが、諸君は巻頭に我等が述べた趣旨に依て大いに全誌面を批判してほしい。合評会など開きうればと思ふのであるが経済的に出来ないのを残念に思ふ。…初めての編集のため、種々至らぬ点が多いことと思ふ故、諸君のよき忠言を希望して止まぬ次第である。」(189～190頁)と主張しているのである。

この会誌『なあべる』所収の「部報」欄は、当時の東京帝大医学部生らの動向を知り得る貴重な手がかりとなろう。そのなかでも、「購買部より」「総代より」「運動部より」を以下に紹介したい。

我々医学生としての最も大きな悩みの一つは書籍の高価なことと、買ふべき書物の多いことと思ひます。入学の当初簡単に購買部の役を買って出てはみたものの慣れぬこととて多分に諸兄の御不満もあつたことと思ひます。…既に御承知のことと思ひますが、教科書以外に参考書を大分買ふことがあります、これは大体前年の例にならひ適当な時期を見て希望者を募集して居ります。若し購入したい本がありましたら御遠慮なく申し出て下さい。大体少くとも洋書ならば五冊、日本書ならば十冊位まとまれば割引してもらへと思ひます。精々利用して頂きたいと思ひます。近頃ではすっかり慣れて来ましたし、本屋の方でも顔を見知つて居るので楽になりました。しかし学期の初などまた買ふのかと云ふ諸兄の嘆声を聞くと、まるで自分が押売りでもして居るやうな気がする程です。今後猶二年有半の学生生活の間、相当数の書物を買ふことになりませうが、諸兄にも我々の職務をよく理解して頂きまして、我々も充分に機能を發揮して見たいと思ひ且つ努める次第です。（185～186頁）

一試験に就て注意一大部分の方は御承知のことと思ひますが、うっかりしてをられる方が例年あるさうですから念の為に、来年三月迄に必ず合格すべき試験に就て申し上げます。解剖・生化・黴菌・生理・薬理・病総 以上六科目を第二年終までにパスせぬ時は最小限四年間で卒業が出来ぬこととなります。今より充分注意せられ明年三月になつてあわてぬ様にお願ひします。本年は大体十二月二十二日頃から五日間、第二班教練が行はれますから、その前にやつてしまひたいと思ひますが、講義は十五日までであると思ひますから或は教練の日の午後にもやるやうになるかも知れません。参考のため昨年十二月の試験期日を記しておきます。18、19日 生化(口答) 21[日] 黴菌(口答) 22[日] 生

理(口答及筆答) 23[日] 薬理(口答及筆答) 26[日] 病総(筆答)
薬理は一月下旬にも多分あり、三月には全科目があります。

(186~187頁)

今更グルッペ対抗戦の意義とか、スポーツの可非は論外として、少し許り所感を述べます。先学期は生理実習の組別で対抗戦を演じましたが、今学期は診断学のグルッペ別十組として総点制としました。種目は野球・籠球・庭球・蹴球・七人リレー及びボート等の予定です。これからはスポーツに、勉学に絶好のシーズンです。勉学に適當の余暇を見出して青空の下に、スポーツを楽しむ事は大いなる楽しみです。少くともその時だけは邪心を忘れさせてくれます。高等学校の寮生活の如きものが現存しない以上、級友相互の懇親融和をはかる唯一の手段といふも過言ではないと思ひます。最近の流行語に『国民体位の低下』と云ふのがあります、少しでも戸外でスポーツを楽しみ、都会生活の不健康さから離れたいものです。然しスポーツを少し許りしたとて急に体位が向上する等とは夢にも思ひませんが、その逆の事をしてよいといふ理由にはならぬと思ひます。我々にとって体位の向上などは手遅れだと云ふ人があるかも知れませんが、その消極的なる精神を憎みます。明朗活潑に『よく学び、よく遊ぶ』事は真理に近いと思ひます。徒に非常時意識のとりことなり、勉強もしなければ運動もせず何となくモヤモヤとした気持で小さくなっているのはウンジンの極みではないでせうか。奮って運動に参加して諸兄の増健の目的を達せられるやう切望致します。

(183~184頁)

この「部報」欄を読んだ率直な印象としては、当時の帝大医学部生らが勉学や運動などに熱心なあまり、まさに青年らしく右往左往している日常ぶりがよくうかがえる。1936~1937(昭和11~12)年という時代状況も合わせて考えてみると、なんとも彼らはいまだ幸せな学生生活を過ごせていたのかも知れませんね。

学生寮の時代⑱

—寄宿舎生「監督」をいかに改善するか—

かなざわ ふゆき
金澤 冬樹(東京理科大学職員)

前号まで、『教育時論』における幸津国太郎「寄宿舎の弊害及其大原因」【1】を3号にわたって見てきた。今号では、幸津と同じように教育現場に身を置く人々の寄宿舎教育に関する主張を見てみたい。取り上げるのは浦谷熊吉「中学校の寄宿生監督に就て」(1902年5月)【2】という論考で、筆者の浦谷は新発田中学校教諭である。

●寄宿舎生「監督」の改善

まず浦谷は、寄宿舎における「種々の弊害」「種々の困難」は、「全く舎生監督上種々の根本的欠点あるより生ずるものなりと信ず」として、寄宿舎生の「監督」に焦点を当て、6つの点について論じている。

(1)舎監の任用の適正化

寄宿舎を運営していく上で、舎監が「絶えず舎の内外を巡視せんとするは誤り」であり、舎監の「徒勞」になるだけでなく、寄宿舎生を「狡猾に長けしめ、効なくして害あり」というような状態を生む結果になる。寄宿舎生の「監督」は、「生徒の一挙一動につきて、目と口とを以て制せんとする」ようなものではなく、「精神的に威徳を以て治むべき」であるとする。舎監は舎監室にいれば十分で、時々校内を「散歩」するくらいが良い。「所謂為すなくして自ら成り、致すなくして自ら到る」ような形が理想だという。

このような理想の形を目指すに必要なのが「舎監其人を得る」ことである。その「人」とは、まず「徳高く風采よき人」。そして興味深いのが、もう一つの条件である「上席にある人」すなわち役職が上位の者を求めている点である。

その理由としては、「下席に在れば生徒に軽侮せらるゝは一般自然の勢」であり、「必ず出来る丈上席の人を任用すべき」としている。

(2) 舎監間における方針の統一

舎監の間で、「云為が一致せざる」すなわち言行が不統一の場合、「舎生が不規律になり、命令を順守せざるに至る」という。そのため、舎監間では方針を統一し、やむを得ない場合を除いて「独断的処置」を行わないように求めている。

(3) 舎監と修身科教員の協力

浦谷は舎監と修身科教員が協力することを求めている。修身科教員は寄宿舎の「行状」「舎風」を舎監から情報収集するとともに、時に寄宿舎内を巡視することを勧める。その上で、「修身の時間に於て教訓せることゝ照合して」、それらを後に修身の時間に「賞賛」「非難」することを通して「舎監を助くることに心掛く」ようにと論じている。

一方で舎監には、「一個の舎生若くは舎生全体の行状風儀等」を「腹藏なく」修身科教員に相談するように、と述べる。舎監と修身科教員が「相互に気脈を通じ」「相加勢する」ことが「舎生監督」に「裨益」するとしている。

(4) 舎監室の整理整頓

先の浦谷の論とも共通するが、舎監が寄宿舎生を「形の上より嚇さんとするは抑々末なり」ではある。しかしながら、舎監室が「不体裁」であれば寄宿舎生の「軽侮」を招き、「不都合千万」の事態となる。舎監室を「壮重優美」にする必要はないが、「消極的に甚だ粗末にして」「折角ある所の威重までが殺滅せらるゝが如き不都合なきまでにする」ことを求めている。

「生徒が舎監室に入るや否や何となく奇異の感に打たれ」て、知らず知らず

のうちに「言語動作を慎み尊重に舎監に対する様に」しなければならない。「無言の感化は饒舌の教訓に優ること数等なるを忘るべからず」と注意を促している。

(5)書記の設置

「金銭の出納」「其他種々の庶務を整理」などの「俗吏的な事務」を舎監が行うのは「非常によろしからず」。これらの業務をを行うことによって「自ずから生徒をして舎監を軽侮するの念を生ぜしむる」ため、これらの業務を執る書記を設置するように求めている。

(6)明確な制裁処置

寄宿舎において「舎生自ら治むるを望み、毫も悪習のなきに至らんことを欲す」るものだが、これは「畢竟理想上の事」であるとする。必ず「幾分の悪しき舎生」「少数の悪生徒」が生じるものであり、「全体の舎風を乱さん」ことがあり、寄宿舎にとどまらず「学校全体の紛擾をも惹起」する恐れがある。そのため、どんなに小さなことであっても、「苟くも悪しき性質の事と認むる時」においては「相当の制裁」「果断の処置」を行うことを求めている。「身体の病毒あり腐敗せる局部を切割治療するを怠り、為に遂に一命をも失ふに到ることあるが如き」とまで述べて、明確な制裁処置の必要性を述べている。

●寄宿舎生の自主性へのまなざし

以上、浦谷の主張を見てきた。幸津の論と同じように、舎監の役割の重要性が説かれている論考である。また舎監の他にも、修身科教員や書記など、舎監以外の職員を寄宿舎に関与させていくことも提示しており、中学校の教職員事情を知る、現場に身を置く人物ならではの視点とも言えるかもしれない。

浦谷の論は寄宿舎生の「監督」に焦点を当てているが、「外より制せられずして内より制せしむべきなり」「他働的に善ならしめんとせずして内より制せしむべきなり」など、論全体を通じて、寄宿舎生の自主性によって寄宿舎を運営していくことを前提としている点は注目されよう。もちろん文中でもあるように、それらは「理想上の事」とはしながらも、寄宿舎生の自主性に理解を示し、その有用性を示唆している点は見逃すべきではないであろう。

【1】幸津国太郎「寄宿舎の弊害及其大原因」『教育時論』(上)第575号、(中)第576号、(下)第577号、1901年。

【2】浦谷熊吉「中学校の寄宿生監督に就て」『教育時論』第614号、1902年。

大正期における宗教系私学の大学昇格⑦

—キリスト教系私学の拡張(1)—

あめみや かずき
雨宮 和輝(早稲田大学)

はじめに

1918(大正7)年に大学令が制定されると、従来専門学校の立場にあった私立高等教育機関(以下私学と示す)は、その多くが大学昇格を目指して運動を開始する。

本号では、第25号においても触れた大正期のキリスト教連合大学設置構想と関連して、個別のキリスト教系私学にどのような動向があったのかを、青山学院を事例として分析する。

1、青山学院のキリスト教連合大学設立に対する態度

青山学院は1907(明治40)年頃より、大学設立に関する討議が行われるようになる。そして、大学設立に向けて本格的に動き出すのが1913(大正2)年に第四代院長に高木壬太郎が就任してからのことである。高木は院長に就任した際に、青山学院の教育機関としての発展を目指すとして述べている。ただ、キリスト教連合大学設立に関しては「此企が近い中に成就するかどうかは未定であります、たとへ大学が設立されるにしても、これがために、学院はその拡張発展の方法や、施設を忽にしてはなりません。学院は飽迄カレッジとして有力なるものと致したい考です。若し大学設立の計画が実現されない場合には、私共は自ら進んで青山学院大学を作りあげる迄に当院を発達せしめて、斯界に貢献する覚悟が必要であると思ひます」¹と述べている。高木の言説を見ると、キリスト教連合大学設立とは別に、青山学院単独での大学設立に向けた積極的な運動を展開すべきと述べているのである。

また、高木の後に五代目院長となる石坂正信も「学院の方針としては、創立以来の光栄ある長き歴史より見るも、将来益々発展の好望を有する上から見ても、今俄に其輝ける歴史と、長き将来とを捨てるには忍びぬ。其上、学校経営の上よりするも、諸学校はいづれも、たゞ一つのミッションを載いてすら、当局はこのむづかしい舅のあつかい方に困り切つて居る、この苦い経験を嘗めて居るのに此上他のミッションをも併せ載いては、到底甘く調和してゆく事は不能であるといはざるを得ぬ」²として、キリスト教連合大学設置の構想には難色を示していることがわかる。ただ、石坂はそれと同時に「但し最高程度の大学設立には賛成であるから若し在来の高等科を其儘存置し、別に連合の大学予科を設立するといふことになれば、敢て不同意を構へる譯ではない」³と主張している。石坂はキリスト教連合大学設立の実現が難しいと認識しており、むしろ、各キリスト教系私学の高等科を存続させ、各派連合による連合大学予科を設置すべきと述べている。

つまり、高木と石坂の言説からもわかるように、青山学院においては、大学設立に関して、キリスト教連合大学設立に関しては、全面的に反対してはいないが、積極的な態度を見せていたわけではなかった。むしろ、青山学院単独で、拡張計画を実行し、教育機関としての発展を企図し、最終的に大学設立を目的としていたことがわかる。

おわりに

本号では、青山学院がキリスト教連合大学設立に際して、どのような態度であったのかを分析した。第25号でも述べたように、キリスト教連合大学は、結果としては各キリスト教系私学の足並みが揃わず、実現することはなかった。ただ、単独での拡張、大学設立を目指した青山学院も、この後、第四代院長の高木を中心として大学設立運動は大きく盛り上がるが、戦前において大学昇格を果たしてはいない。キリスト教連合大学設立よりも、単独での大

学設立に積極的であった青山学院は、なぜ大学設立をすることができなかつたのか。今後は、引き続き、戦前における青山学院の大学設立に関連する史料を収集し、青山学院が大学設立を目指してどのような動向を展開し、最終的にいかなる教育機関として結実したのかを明確にしたい。

註

¹青山学院校友会『青山学院校友会会報』（1913年6月17日、第17号）59頁。

²青山学院校友会『同誌』（1913年12月5日、第18号）76-77頁。

³青山学院校友会『同誌』（1913年12月5日、第18号）77頁。

学生課・学生部について⑤

『東北大学五十年史 上』

やまもと ひさし
山本 尚史(長崎女子短期大学)

今号では『東北大学五十年史 上』(以下、五十年史)を見ていきたい。五十年史では第一部通史の第四編第三章「学生思想問題」において学生課・学生部について詳しく述べられている(注1)。この中で学生課ができる前の「学生監」についての記述から学生監督組織について説明がなされている。今号では「学生監」をめぐる五十年史の記述を紹介することで、学生課・学生部を考える材料としたい。

「学生監」は以下のように述べられている(注2)。

「教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス、総長ノ命ヲ承ケ学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル」もので、教官が学生の諸般の生活について、大学を代表して親密な相談相手になってゆくものであつた。学術の教育が教室で行われるのとならんで、勉学生活一般をみてやるという趣旨である。

これによれば「学生監」は学生の生活一般の相談相手になる職であり、役割を「学生ノ監督ニ関スル事」と定められている。従来東北帝国大学では、理・工・医学部の教官が学生監の事務を取り扱っており、学生を「紳士として待遇」していればよかつた空気があつたとされている。しかし大正11年に法文学部が出来た頃から事情が変わつたとされる。法文学部の風見謙次郎助教授が学生監に補せられ、医学部が事務取扱を置いた以外、他の学部は全て廃止してしまつた。このことは五十年史によれば以下のように述べられている(注3)。

風見は法文学部助教授とはいうものの学部には一切関係なく、本部に専属しもつばら学生監たる職を行つた。単に条文のために、その地位俸給の関係から法文学部に籍を置いただけである。だから、助教授の名はあつても、実は専門の事務家なのであつた。教官と学生を主体とする

大学生活の中に、学生監督のための事務官がわりこんだのである。そしてそのうしろには文部省がある。文部省は学生を大学にまかせず、直接に監督しようとしたのだといつていい。

つまり、学部には関係のない「専門の事務家」が学生監督のために学内に置かれたのである。文部省は「学生対策の強化」をこのような形で実施したと五十年史では述べている。この点は他大学の年史においても紹介されており、本レター3月号で取り上げた『九州大学五十年史 通史』では、文部省において予算措置が行われ、全国の帝国大学、官立大学等の直轄学校に学生課生徒課が設けられ、専任の学生生徒主事63名が配属されたことを紹介した(注4)。

こうした中で昭和3年に学生課の設置という形で学生監督組織が変化するのだが、この変化の際に、学生監と学生主事の役割もまた変化している。学生主事は「学生ノ指導監督ヲ掌ル」という役割を持ち、「学生監」が「監督ニ関スル事」だったことと比べれば「指導」という文言が加えられた。この変化の中で、大学においては、学生課を中心として、学生を取締る様々な規程がだされてゆくのである(注5)。

今号はここまでとし、次号以降も検討を続けたい。

(注1)東北大学『東北大学五十年史 上』1960年、305-334頁。

(注2)同上、306頁。

(注3)同上、306頁。

(注4)拙稿「学生課・学生部について③ 『九州大学五十年史 通史』『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』第27号、14-15頁。

(注5)前掲『東北大学五十年史 上』309-310頁。

近代日本における大学予備教育の研究(29)

一二年制の高等学院 早稲田大学②一

やまもと たけし
山本 剛 (早稲田大学大学史資料センター)

はじめに

前号では、早稲田大学が三年制と二年制の大学予科(以下、高等学院)を併置した理由を検討した。同大学では、三年制と二年制の両者を併置して、どちらの課程が大学の予備教育機関として相応しいのか「実験」する、というのであった。さらに、その「教育上の効果」を「実験」してみて、その結果「いずれか一つを廃する」か、または「依然二者を併置」するのか決定したい、というのであった。

本号は、この三年制と二年制の高等学院の「実験」が、その後どうなったのかを検討することを課題とする。

同大学沿革史では、第一高等学院(三年制)と第二高等学院(二年制)とがそれぞれ独自の学風を樹立し「優劣をつけ難い教育効果を挙げ得た」と記述している¹。

しかし、同書ではこうした記述の根拠となる事実を叙述してはおらず、両者の高等学院の教育内容については不明な点も多い。また、現時点で、同大学関係者による両者の「教育効果」を伝えるような資料はない。

ところが、第二高等学院の設立から20年ほどが経過した後の1937(昭和12)年12月から1942(昭和17)年5月まで設けられた政府の教育諮問会議である教育審議会において、委員であった同大学総長の田中穂積が第二高等学院の現状について述べた発言がある。

本号では、この発言を手がかりとして、当時の早稲田大学関係者の第二高等学院に対する考えの一端を窺うこととする。

1 第二高等学院の学科課程

はじめに、第二高等学院の学科課程を確認しておく。言うまでもなく第二高等学院は高等学校高等科の諸規定に準拠した。同学院設立時の1921(大正10)年度の学科課程は次のようであった²。なお、第二高等学院は文科のみの課程であった。

表 第二高等学院の学科課程

科目	毎週授業時間数	
	第一学年	第二学年
修身	一	一
国語及漢文	五	五
第一外国語	八	八
第二外国語	(四)	(四)
歴史	六	五
哲学概説		三
心理及論理	二	二
法制及経済	二	二
自然科学	三	
体操	二	二
計	二九 (三三)	二八 (三二)

『早稲田大学学則 大正一〇年一月改正』より作成。

この第二高等学院の学科課程編成は、科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数が高等学校規程に定められた学科課程と同一であり、さらに第一高等学院文科の第二学年と第三学年の学科課程とも同一であった。ただし、注目すべき点は、第二高等学院では高等学校高等科の第一

学年に設けられた「地理」と「数学」が配置されていない。すなわち、第二高等学院では中学校の学習を前提として、大学予科では「地理」と「数学」は履修する必要がなかったことが確認できる。

2 第二高等学院に関する諸発言

教育審議会の審議経過や答申と建議内容については先行研究³に詳しいので、ここでは審議の過程で早稲田大学総長の田中穂積が第二高等学院について述べた発言に限って検討する。

同審議会における高等学校改革をめぐる審議のなかで、1939年(昭和14)年の委員会において、田中は第二高等学院について、近い将来に三年制にすることを述べていたのである。

田中はその理由として、同大学の大学予科(高等学院)の現状を紹介しながら、同大学で「試験的に」修業年限二年制の高等学院を設置したが、「人物陶冶」と「大学へ進む基礎教育」のうえで、「二年デハドウシテモ時間数」の点から「不十分」と述べた⁴。さらに、二年制課程は三年制課程と「歩調」を合わせるために、外国語などの習得に「馬鹿々々シイ負担ヲ学生ニサセテ居ル」と指摘して、早稲田大学が二年制を三年制に延長しないのは「建築統制デ建物」ができないだけであると説明した⁵。さらに、こうした意見は「私ノ考ヘ方ダケデナシニ、第二学院ノ院長、教頭初メ全体ノ与論デアル」⁶と、同学院の関係者からも寄せられている意見であると結んだ。

このような田中の発言からは、第二高等学院の設立から20年ほどが経過した際に、大学内に二年制では大学予科教育が「不十分」とあるとする意見が存在していたことを伝えるものとして注目できる。

その後の第二高等学院の動向を確認すると、早稲田大学は1941(昭和16)年に第二高等学院を三年制にすることを正式に決定した。同大学の同年度の『年報』によると⁷、その修業年限延長の理由として、次のように記され

ている。すなわち、三年制の第一高等学院と二年制の第二高等学院を設置して、「過去二十箇年ニ亘リ両制度ノ長短ヲ比較」してきたが、このたび「各學術ノ蘊奥ヲ攻究スヘキ大学教育ノ予科」として「基礎的教養ヲ与」えるために三年制を採用する、としている。さらに、同年11月15日付で文部省に提出された学則変更の認可申請書には⁸、「大学ニ於ケル各専攻学科ノ研究上外国語ノ学習力並ニ国民的人格ノ基礎的教養ニツキテ三年制ノ必要ナルコトヲ認め」と記されており、特に外国語の習得には三年間の修学年限が必要であると指摘している。

ただし、この時期の第二高等学院の修業年限延長については、一方で、戦時体制下の臨時措置による高等教育機関の修業年限短縮の政策を受けての施策であった点も考慮して捉えるべきであるが、設立から20年ほどが経過した時点で、大学の「基礎教育」のためには二年間では「不十分」という意見が確かにあったことは注目すべき点であると言えよう。

以上、二年制の高等学院に関する諸意見を検討した。これによると、これまで本レターで考察した二年制から三年制に修業年限を延長した立教大学予科や日本医科大学予科と同様に、早稲田大学でも二年制では大学予備教育が「不十分」とであるとされたのである。

¹ 『早稲田大学百年史』第三卷(1987年)、74頁。

² 『早稲田大学学則 大正十年一月改正』(早稲田大学)、早稲田大学大学史資料センター蔵。

³ 米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』第38集(野間教育研究所紀要、1994年)、米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』第43集(野間教育研究所紀要、2000年)。

⁴ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第二十六回整理委員会会議録(昭

- 和十四年六月二日)』『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会
会議録』第8巻 第7輯、第8輯 22頁。
- 5 「教育審議会諮問第一号第四十一回特別委員会会議録(昭和十四年十
月十三日)』『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第3巻 第9
輯 第10輯、294頁—295頁。
- 6 「教育審議会諮問第一号特別委員会第二十八回整理委員会(中等教
育)会議録(昭和十四年六月九日)』『教育審議会諮問第一号特別委員
会整理委員会会議録』第8巻 第7輯、第8輯、115頁。
- 7 「昭和十六年度早稲田大学年報」『自昭和十五年度 年報 教務課』早
稲田大学大学史資料センター蔵。
- 8 「学則並学生生徒定員変更認可ノ件」『早稲田大学』(3A9-2 102)国
立公文書館蔵。

教育史研究のための大学アーカイブズガイド(2)

—国・地方自治体の公文書館と学校資料—

たなか さとこ
田中 智子(早稲田大学大学史資料センター)

前号において、学校資料の保存の必要性について述べたが、非現用の学校資料—ここでは文書資料に限定しておく—のうち、廃棄を免れたものはどこで保管されているのであろうか。勿論、校内の職員室等で引き続き保管される場合も多いだろう。しかしながら前号で述べた通り、2011年の公文書管理法施行以降、国だけでなく地方自治体においても、同法に準拠した文書の廃棄や移管が行われる傾向にある。また、私立大学等においても、同法を意識した文書管理システムが構築されつつある。このような状況下においては、公文書館や学校アーカイブズの役割が重要になってくるのであるが、これらはどのようにして設置され、またどのような資料を所蔵しているのであろうか。今号では国や地方自治体の文書館の成り立ちと、そこに収蔵されている学校資料について述べていく。

日本において文書館が設置されたのは戦後のことであり、最も古いものは1951年に設置された文部省史料館(現:国文学研究資料館)であるが、公文書館としての性質を持つものとしては山口県文書館(1959年設置)が最初である。その後は京都府立総合資料館(1963年設置、現:京都府立京都学・歴彩館)、東京都公文書館(1968年設置)、埼玉県立図書館付設文書館(1969年設置、現:埼玉県立文書館)、福島県歴史資料館(1970年設置)、国立公文書館・外務省外交史料館(共に1971年設置)と続くのであるが、これらの(公)文書館の設置には歴史研究者等による史料保存運動が大きく関わっている。

アジア・太平洋戦争後、財閥解体、地主層の没落、紙不足による文書資料の売却等により、近世・明治期の資料が散逸の危機に直面した。そこで近世史研究者を中心に史料保存運動が起こり、それが(公)文書館設置要求運

動へと結実していく。例えば、文部省史料館の設置にあたっては、1949年に野村兼太郎ら92名の歴史研究者が衆議院に提出した「史料館設置に関する請願」が大きな契機となっている¹。また山口県文書館の設置にあたっては、1955年に山口県地方史学会が「地方資料の保存と史料館の設立」を請願したことが契機となっている²。前号において、現代の歴史学研究者の資料保存運動について述べたが、文書館の設置においても、歴史学研究者の運動が大きな役割を果たしていたのである。

こうした運動や自治体史編纂等の影響もあって、2014年までに国立12館、都道府県立36館、区市町村立31館の公文書館が設置されている³。このような経緯で設置された公文書館は、主にどのような資料を所蔵しているのだろうか。以下、地方自治体の公文書館の所蔵資料の内容を一覧にまとめておく⁴。

設置者(館数)	公文書	古文書	刊行物	図書	その他
都道府県(36)	36	25	20	10	26
政令指定都市(8)	8	3	6	3	6
その他の区市町村(23)	23	15	20	10	25
計(67)	67	43	46	23	57

以上のデータを見ると、公文書館であるため当然公文書は全館に所蔵されているのであるが、それに次いで多いのが古文書ということになる。前述のように、日本の公文書館の設置については、近世史研究者による史料保存運動が契機となっているため、近世の古文書の所蔵が多くなる傾向にある。古文書の点数が公文書のそれを上回る例も、都道府県で19館、政令指定都市で2館、その他の区市町村で6館ある⁵。近代以降の学校に関する一次資料は、公文書の中に行政とやり取りをした書類等が含まれているか、

その他の資料(私文書・地域資料等)の中に一部存在しているという状況である。資料全体の総量からすれば、学校資料は決して多くはないというのが実状である。

そのような状況ではあるが、各公文書館で所蔵している学校資料を、当該館の「文書館だより」等で紹介する試みも散見される。各都道府県立公文書館発行のニューズレター最新号を見ると、「広島県立文書館だより」(第41号)においては、高校紛争期の広島工業高等学校の学校日誌の記事が紹介されている。この紹介記事の執筆者である三浦豊氏は広島県立高校の教諭で、2016年4月から広島県立文書館に転任してきた人物である⁶。三浦氏は同記事を、「学校日誌は学校資料のほんの一部ですが、学校の歴史のみならず、地域文化や社会状況などを知る上で重要な歴史資料です。散逸・廃棄から学校資料を守り、移管・収集していくことは大変意義あることと言えます」という言葉で締めくくっている⁷。また、「和歌山県立文書館だより」(第48号)には、「海老茶式部が闊歩する 一近代和歌山の女子教育一」という記事が掲載されている。この記事においては、同館に寄託されている岩崎家文書等を用い、和歌山県立高等女学校の卒業生である岩崎かつゑの半生を通じて、和歌山県の女子教育について述べられている⁸。

以上のような試みはあるものの、公文書館に所蔵されている学校資料の分量は行政文書一般や古文書に比して僅少であり、また収蔵スペースの関係上、収集できるものは限られている。そこで重要になるのが、学校(大学)資料室等、学校アーカイブズの存在である。これについては次号で述べる。(つづく)

1 丑木幸男「序 アーカイブズの科学とは」(国文学研究資料館編『アーカイブズの科学』上巻、2003年)p5

2 山口県文書館編『山口県文書館の30年』1991年、p9

3 「公文書館等一覧」(国立公文書館『全国公文書館関係資料集』2014年)

pp1-4

4 「地方公文書館等の概要」(同前)pp5-24

5 同前

6 毎日新聞 2016年3月20日 地方版「人事 県教委(その2) 教職員異動 高校・県立学校 /広島」

(<https://mainichi.jp/articles/20160320/ddl/k34/010/366000c>)

7 三浦豊「学校資料の移管と収集」

(http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/dayori/dayori41.pdf)

8 砂川佳子「海老茶式部が闊歩する 一近代和歌山の女子教育

(<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/kanko/tayori/tayori48.pdf>)

明治前期福井県青年の扶助組織とその演説(四)

こみやま みちお
小宮山 道夫(広島大学)

翌日1888(明治21)年8月16日の『福井新報』にも青年支会の記事が続く。「福井県青年支会大会」と題した記事は次のように伝えている。青年支会は「其大会を先月に開らくべきの所」だったが、「本会々員の夏期休暇に帰省するもの多きを以て本支両会員打集りて共に一大会合をなすへき都合にて遂に本月へ延引し、「十二日午後一時より御使番町の支会会場に於て開らいた」という。「会場の門前には大國旗二疏を交叉し、傍に福井県青年会々場と大書せる標札を粘付し、其大玄関には広幕を張り其正面即ち場の中央の相間には今回旧藩知事正三位候の当支会の為に揮毫せられたる厚生富国の大扁額を掲げ以本会一層の面目を表し、場の右傍には卓上美にして且涼き花を挿みたる大花瓶を据へ、傍らに一籠の飾菓を配置し、其傍らに卓を扣へて以て演舌の席となし、其西室の床上にも亦蓮花を挿みたる大花瓶を置き、会場数室の襖を撤し百有余畳の大広間となしたる。」(句読点引用者、以下同様)と、会場の壮麗さを伝えている。旧藩知事松平茂昭がわざわざ青年支会の為に扁額の揮毫をして「一層の面目を表し」ており、単なる有志青年たちによる懇親会ではない印象を与えている。「さなきだに涼しき其上に庭には緑樹枝を交へ、池水の面に魚の險隅する等幽邃にして且つ雅趣あれは、徐ろに吹き来る清風■一層の涼気を増し以て炎暑煩悶の苦を減す」る良い環境である。「頓て例刻となりたれば会員踵を接して来会し、茲に始めて本支両会員の警咳に接することを得」たことで、「各自思ひノゝの遊をなす。彼方の隅にあつては骨牌を弄して東京本会々員無頓着なるに驚くあり。此方にあつては碁将棋を闘して勝に誇るものあり。東に新法を誇るものあれば、西には■誌を閲するあり。坐して扁額を賞するあれば、踞して庭園の幽雅を評す

るあり。或は東京の事情を問う者あり、福井の学況を談るものあり。」と、来場した81名(本会22名、支会59名)は「伍々什々群をなし各其樂」んでいた。

3時になった時、「支員幹事今立裕氏」が「演卓に就」き、「支会の大会を当月に開きたる所以を告」げ、新入会員7名の名を紹介し、「東京本会会員足羽郡市波村大須賀尊流及支会幹事佐々木徹聰等の諸氏より各寄付金ありたる由を述べ」た。どの程度の寄付金なのか気になるところだが、記事には明示が無い。続けて「本年一月八日初て其第一回の開会を告げ、当時通常会員三十二名特別会員二名なりしか翌二月に至て(通)四十八名、三月に至て(通)五十三名(特)四名となり、四月(通)五十六名(特)六名、五月(通)六十一名、六月(通)六十四名、七月(通)六十六名、八月即ち本月に至テ惣計通常会員七十四名、特別会員六名之を加して八十名となるなり。之を初会の時に比すれば殆ど倍余にも達せり」と会の興隆のほどを伝えた。このことは「実に吾人か雀躍する所なり。」と喜んで見せたうえ、「然し斯くの如く盛會に達したる以上は充分の團結をなし、友情を尽し互に相助くるの情誼こそ吾輩の望所」と今後の抱負を述べた。そしてその理由が続く。「蓋し森文部大臣が曾て我が地方の演説中に、世の中は凡そ友情の深淺に依て文明の程度を表すると云ふを得へし。其友情にして若し浅からんか其浅きを目して之を浮薄の風俗と云ひ、其友情にして若し深からんか其深きを指して篤厚の風俗と云ふ。篤厚の風俗は即ち真正文明を表する所以也と謂ふを得べし云々の語あり。果して如斯なれば友情厚薄の及ふ所遂に一国文明の高低に關す故に、予は諸君に向て友誼親睦の益厚かあらんことを望み、本会の愈益隆盛ならんことを希望して措かざる所なり」とのことである。続けて「諸君の尊名を呼ぶ可ければ之に應じて起立せらるべしと告げ、夫々之を呼び会員は亦起て之に應ず。終て東京本会幹事比企忠氏立て又本会員の点呼をな」した。「蓋し起立する所以は各其人を知るに便ならしめ、其人を知るは相互の懇親を結ぶべければなり」と解説している。こうして初めて東京本会会員を迎えた福井県青年支会大会の幕が切って落とされた。(以下、次号)

《お知らせ》

旧制高等学校記念館「第22回夏期教育セミナー」告知

(8月19日・20日)

かなざわ ふゆき
金澤 冬樹(東京理科大学職員・記念館資料研究会委員)

旧制高等学校記念館(長野県松本市)で毎年開催している「夏期教育セミナー」。今年の開催日が決定したのでお知らせします。

「夏期教育セミナー」は市民公開講座で、旧制高校OB・一般市民・研究者・学生など、旧制高校をはじめとした教育の歴史や学生文化に関心のある方々が集まり、講演などを通じて交流するイベントで、今年で22年目を迎えます。今年は女学校や女子教育を中心テーマに、様々な企画を予定しています。



【昨年の様子】1日目は「応援団の過去と現在」をテーマに各専門家の研究発表のほか、松本深志高校の応援団の皆さんが演舞を披露。

《開催概要》

- 開催日 2017年8月19日(土)・20日(日)
- 開催場所 旧制高等学校記念館・旧制松本高校講堂
- 内容(予定)

【1日目(19日)】

- ・基調講演 稲垣恭子先生(京都大学教授)
- ・仮題「男子の教養、女子の教養—旧制高校と女学校」

【2日目(20日)】

- ・研究発表会 教育史や学生文化など最新研究の報告
- ・旧制高校OBによる旧制松本高校跡・記念館展示案内
- ・参加者による研究情報交換会

研究発表者やタイムスケジュール、その他の企画などの詳細は、随時お知らせいたします(記念館HPにも掲載予定)。教育や学生文化などに関心のある多様な職種・世代が集まるので、貴重な交流の機会になるイベントです。初めての方もお気軽にご参加ください。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

- 1.(目的)広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
- 2.(記事のテーマ)記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
- 3.(刊行頻度・期間)研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
- 4.(編集委員会・編集世話人)発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
- 5.(執筆者)執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
- 6.(記事の責任)記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
- 7.(記事の種類・分量)記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
- 8.毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
- 9.ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
- 10.ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
- 11.以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

編集後記

このたびエクアドルで、蛙の新種が発見されたというニュースを聞く。おたまじゃくし(幼体)を経ず、生まれた際にはそのまま蛙(成体)の姿であると。日本では珍しい話であるが、世界的には幼体を経ない蛙は800種の蛙のうち2割ほどは生息しているそうだ。驚。さらに私が気になったのは、今回発見された新種の蛙もまたすでに絶滅の危機にある!ということだ。自然環境に適応して生きてきたはずの幼体を経ない蛙も、生態系の激変で危機的な状態を迎えている事実は、我われ人類にとっても他人ごとではない、ゾッとする話だ。(谷本)

最初の授業では、茨木のり子さんの詩を読むことにしています。『自分の感受性くらい』や『倚りかからず』は、学生がとても感動してくれます。「倚りかかるとすれば それは 椅子の背もたれだけ」…。(山本剛)

今年は4月の下旬から声が聞こえていましたが、5月に入ると一段とカエルが元気です。理系の先生を中心にキャンパス内に、カエルが生活しやすい環境が整えられたこともあり、声の重なり具合も昨年よりパワーアップしています。ふと机から頭をあげるとたくさんの「ゲロゲロ…」が聞こえますが、結構な癒し効果があります。姿の見えないカエルがどのように生活の質を向上させているのかも気になります。(山本尚史)

先日、青森県の三内丸山遺跡に行ってきました。印象深かったのは「土」の感覚。竪穴住居も土器も、遺跡全体の香りも触感も「土」の印象が強烈でした。また、現代社会の都市生活がいかに自然と隔絶しているかを痛感する機会にもなりました。この「土」の感覚を忘れて、さまざまな思考を重ねることへの危機感…。都市生活を送る上では、このような「土」の感覚を忘れぬ積極的な努力が必要だと改めて考えています。(金澤)

くずし字学習支援アプリKuLAが面白い。平成27年度科研挑戦的萌芽研究「日本の歴史的典籍に関する国際的教育プログラムの開発」(代表・飯倉洋一教授)の成果として大阪大学文学研究科を中心に開発されたスマホ用アプリで、昨年公開されたようだ。科研にもこういう社会貢献の形があるかと感慨深い。我々の宿敵とも言えるキャラクターの「しみまる」にナビゲートされるのもシュール。是非一度お試しあれ。(小宮山)

田中智子会員の記事にもちょうど関連しそうですが、和崎光太郎さん(京都市学校歴史博物館)・小山元孝さん(京丹後市役所)と共著で、「学校史資料論の構築に向けて -活用と分類・学校統廃合・アーカイブズ」(『近畿大学教育論叢』第28巻第2号、2017年3月)と題した論考を書きました(まもなく「近畿大学学術情報リポジトリ」のサイトでWeb公開の予定)。先月からは和崎さん、小山さんを含む博物館学芸員、教育史研究者などの方々と一緒に京都で学校資料(考古資料な民族資料なども含む)の保存・活用に関する研究会を始めました。仕事の合間に趣味の合唱を学生のころから何とか続けています。6月には演奏会もあります(2017年6月25日、京都シティフィル合唱団第42回演奏会、J.S.バッハ マタイ受難曲、京都コンサートホール大ホール、14時開演。詳しくは<http://cityphil.com/>)。ご興味のある方はいらしてください。(富岡)